

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	1	土地利用の規制緩和	耕作放棄地におけるアジャイル型の市街地整備	防災モールを中心とする防災・減災・防災スーパーシティの実現	都市計画法による市街地形成の規制 農業振興地域による除外制限	都市計画法 (第7条・第18条の2・第19条3項・ 第34条10項) 農振整備法 (第13条) 農地法 (第5条)	人口密度論を前提とする土地利用基準についての特例 大規模耕作放棄地に対する特例 農地法適用除外	国土交通省	都市計画は、都市計画法第2条において、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、(中略)定めるものとする。」とされています。区域区分については、都市計画法第13条第1項第2号より、「区域区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、(中略)定めること」とされ、都市計画運用指針においても、「市街化区域の設定は、(中略)人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割り付ける方式(いわゆる人口フレーム方式)を基本とすべきである。」としており、地域の実情に即しつつ適正な将来人口密度を想定して設定することが望ましいとしています。なお、同指針においては「都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる。」と人口フレーム方式以外の方法による市街化区域の設定も想定されています。いずれに致しましても、区域区分の都市計画決定権者である愛知県により適切に判断することとなっております。	都市計画法第34条に規定する市街化調整区域内での開発における同条第10号の地区計画制度の活用は区域面積が20haを超えることはできないこととされているが、本事業は、40ha規模であるため、この土地計画制度を活用できない。また、市街化区域編入は、愛知県の権限であるが、愛知県からは都市計画運用指針を踏まえ、人口フレームに基づき市街化区域編入を検討すべきことと主張されている。したがって、人口フレームによらないものも認められることを改めて通知等で明確化していただきたい。	国土交通省	市街化調整区域における地区計画の策定について法令により1区域当たりの面積上限は設けておりません。また、都市計画運用指針では都市計画法第12条の5第1項第2号イの例示として「市街化調整区域における、20ha以上の一回の開発行為であって、市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がなく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して確実に実施されると見込まれるものに関する事業」を挙げているところであり、1区域当たりの面積が20haを超えることも想定しているところです。市街化区域の設定については、前回回答のとおり、都市計画運用指針において、人口フレーム方式を基本とすべきとした上で、「都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる。」と人口フレーム方式以外の方法による市街化区域の設定も想定されることを既に周知しているところです。
愛知県幸田町	2	都市公園内に宿泊施設整備を解禁する規制緩和	防災公園内にコンテナ式応急仮設住宅建設	平時においてはワーケーション等施設利用、発災時には避難施設	都市公園内において宿泊施設整備を制限している	都市公園法 第6条 都市公園法施行令 第8条第4項	都市公園法施行令 第8条第4項(宿泊施設の制限) 除外にする特例	国土交通省	ご提案の防災モールを中心とする防災・減災・防災スーパーシティといった新たな市街地を形成することについては、都市的土地利用の拡散を防止し、まとまりのある良好な市街地の形成を図る観点から、都市計画法に基づく市街化区域への編入等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが最も適当と考えます。一方、農地は農業生産の基盤であり、適切に確保していく必要があることから、農業振興地域制度により農用地区域からの除外に当たっては、一定の要件に適合すべきこと等としています。しかしながら、国土が狭小な我が国においては合理的な土地利用も必要であることから、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画の作成による特例措置、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が図られた土地については、農用地区域からの除外及び農地転用許可が可能としており、ご提案の施設については、これらの仕組みにより設置が可能となるものと考えられます。※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。	本計画地内には、昭和50年代に農業投資された一回の農地が10ha以上あり、多くが耕作放棄地となっているものの優良農地として扱われるため農振除外5要件に合致できない。農地転用については、非農地判断手続き迅速化及び3つの特例(地域再生土地利用計画特例、農村地域産業導入促進特例、地域経済牽引事業促進特例)について、すでに緩和措置もなされているものの、今般の構想は、中山間地域の振興や産業振興とは一線を画し、防災・防疫の面から、スピード感をもって対応する必要があることから、特例の適用がそぐわないと思われる。よって本計画に基づく防災型のスーパーシティ特区内の農地について、特例的に農地転用が認められることとしていただきたい。	農林水産省	御提案の構想においては防災・防疫の面でスピード感を持って対応する必要があることから、非農地判断手続きや地域再生法等の特例の適用がそぐわないことですが、まちづくりを進めるため農用地区域から除外し開発するのであれば、農業上の土地利用との調整を図る上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等により計画的にまちづくりを進めることが適当であると考えます。なお、過去に農業公共投資が行われた一回の農地であっても、具体的な転用目的があり、農振法第13条第2項の要件に適合している場合は、農用地区域からの除外が可能となっているところです。農地転用についても、前回回答で示しました各種特例は、必ずしも中山間地域の振興や産業振興に限ったものに限られてはならず、また、農地法上も公益性が高い施設である場合や地域農業の振興に資する施設などについては優良農地であっても転用が可能となっていることから、これらの仕組みを活用できる余地は十分にあると考えます。また、非農地判断の迅速化についても、利用状況調査実施後、再生利用が困難と判断された場合は、直ちに非農地として農地台帳から除外するものとしており、こうした非農地として判断された土地を活用することも、未利用地の有効活用と御提案の施設の用地を迅速に確保できる可能性があると考えます。
愛知県幸田町	2	都市公園内に宿泊施設整備を解禁する規制緩和	防災公園内にコンテナ式応急仮設住宅建設	平時においてはワーケーション等施設利用、発災時には避難施設	都市公園内において宿泊施設整備を制限している	都市公園法 第6条 都市公園法施行令 第8条第4項	都市公園法施行令 第8条第4項(宿泊施設の制限) 除外にする特例	国土交通省	提案内容にある「応急仮設住宅」が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に応急的救助を行うために必要な施設等である場合は、都市公園法第7条第1項第5号の「非常災害に際し災害にかつた者を収容するため設けられる仮設工作物」として、公園管理者の許可を受けて設置することが可能です。宿泊施設については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条第6項の規定により都市公園に設置することが可能となっておりますが、都市公園法施行令第8条第4項では都市公園の効用を全うするために特に必要があると認められる場合のほかを設けてはならない。」とされており、これは、都市公園の効用に関係なく、もっぱら営利目的で運営される恐れがあることから、その設置について特に慎重を期すため設けられたものです。ご提案内容にある平時はワーケーション施設、災害時には避難施設」となる施設が都市公園内に設置することが可能な宿泊施設に該当し得るかは、公園管理者が判断することとなります。	エリア限定の防災型スーパーシティでは、平常時に限らず、平時も宿泊可能な施設については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条第6項に定める宿泊施設に該当すれば、営利目的の宿泊施設であっても、都市公園の効用を全うするものである限り都市公園に設置することが可能です。これにより、「平時におけるワーケーション施設」及び「発災時における避難施設」のどちらについても、最終的には公園管理者の判断によるものの、制度上設置が可能と考えられます。	国土交通省	災害時に限らず、平時も宿泊可能な施設については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条第6項に定める宿泊施設に該当すれば、営利目的の宿泊施設であっても、都市公園の効用を全うするものである限り都市公園に設置することが可能です。これにより、「平時におけるワーケーション施設」及び「発災時における避難施設」のどちらについても、最終的には公園管理者の判断によるものの、制度上設置が可能と考えられます。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	3	自動走行の規制緩和	既存集落内における歩車混合での自動走行によるモビリティ形成	ラストワンマイルゆっくり自動走行によるまちまるごとバリアフリーの実現	道路構造令による道路構造基準規制 車両制限令による道路交通及び貨客混載規制	道路交通法 (第10条・第18条)等	既存集落内における既存道路の構造維持による特例 ひと・もの・情報の積載特例	警察庁	道路を歩道と車道に区別する主な目的は、歩行者の通行の安全を確保することであり、また、歩道等と車道の区別のない道路においては、歩行者は、原則として道路の右側端に寄って通行しなければならないと道路交通法に規定されているところ、これは、歩行者と車両が向かい合って通行する「対面交通」が、安全度の高い交通方法と判断されたことによるものです。 御提案の「歩車混合」や「ラストワンマイルゆっくり自動走行」の内容が定かではありませんが、自動車の速度を抑制する措置が講じられ、歩行者・自転車・自動車の通行空間が同一平面上にある歩車共存道路については現行法上も認められているものと承知しています。他方、更に進んで、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に進入できるようにすることについては、歩行者の通行の安全の確保の観点から、慎重な検討を要するものと考えます。 なお、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てについての新たな交通ルールの在り方について、当局が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところで、(令和3年7月時点) 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、具体的な運用方法を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
								国土交通省	【貨客混載規制】について 貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があり、旅客自動車運送事業者による貨客混載については、少子高齢化や人口減少が進み、地域の物流事業者のみでは物流網の維持が困難な過疎地域においてのみ例外的に認められているところ、制度の趣旨に鑑み、地域の物流網維持の観点から特段の支障が生じていない状況において対応することは困難である。	国土交通省	災害のため緊急を要する場合には、道路運送法第78条第1号に基づき、旅客車両や自家用車を有償で貨物運送の用に供することが可能である。 また、一般的には、旅客運送に付随する運送として整理でき、貨物自動車運送事業として独立した運送行為と認められない場合には、貨物自動車運送事業法の許可が不要となる。 については、貴市の提案する貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるところ、頂いた情報のみでは判断できなかったため、個別にご相談いただきたい。	
愛知県幸田町	4	住宅建築にあたっての建蔽率および室内空気環境の規制緩和	電動車が住宅の一室として組み込まれた住宅の開発	快適な居住空間の柔軟な移動による地域経済の活性化	容積率の規制 建蔽率の規制 換気のための開口部設定の規制	建築基準法 (第52条) (題53条) (第28条)	E V等の環境車両を住宅の一室とみなした場合の特例 (排ガスがなく、駐車場スペースを必要としないため)	国土交通省	規模(床面積、高さ、階数等)、形態、設置状況(給排水、ガス・電気の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうか)等から判断して、電動車が随時かつ任意に移動出来る場合、建築物に該当しないと考えられます。	国土交通省 総務省	前回答のとおり、規模、形態、設置状況等から判断して、電動車が随時かつ任意に移動出来る場合、建築物に該当しないと考えられます。 固定資産税の課税対象となる家屋については、不動産登記法における建物とその意義を同じくするものであることから、不動産登記規則における外気分断性、土地定着性及び用途性の3要件のいずれかを満たさない場合には、家屋に該当することはなく課税対象とならないものと考えられます。なお、課税対象となる家屋に該当するか否かは、賦課期日現在の状況によって判定されるものです。	
愛知県幸田町	5	改造車両による自動運転への許認可申請簡素化	改造車両による自動運転	改造車両による自動運転の実施が容易化し、社会全体の自動運転拡大	市販の車両を改造をして遠隔型自動運転(レベル2)以上の自動運転実証実験に際し、車両毎に実証実験の許認可を受ける必要がある	道路運送車両保安基準法第55条	改造車両による自動運転への許認可申請簡素化	国土交通省	道路運送車両の保安基準法第55条に基づく自動運転に関する保安基準の緩和について、緩和手続きを担当する地方運輸局等に、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じであると想定される車両の場合は当該部分の再度の審査を省略するなど、審査手続きの合理化について、周知徹底済みである。	国土交通省	ご指摘の「ナンバープレート無し」の趣旨が、安全基準に適合しない自動車を何らかの代替の安全措置をとると無く自由に走行させたいと言うことであれば、車内の乗員や周辺の歩行者等を生命の危険にさらすこととなり、容認できない。 一方で、ご認識の基準緩和認定制度により、代替の安全措置を条件に基準緩和を行うことで、公道走行が可能である。本基準緩和手続きについては、当初の回答の通り審査の簡略化を図っており、今後とも、ご要望や実態等を踏まえて合理化を検討していく。	
愛知県幸田町	6	遠隔監視者・乗務員の免許制度の確立	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービス	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービスの実現と拡大	事業者の有償運行は、運転者2種免許が必要となる	道路交通法第85条	レベル4の場合(運転、運転責任はシステムが負う)運転者とはならない遠隔監視者(認知・判断者)や乗務員(車室内サービス)の2種免許不要とする。 また、遠隔監視だけでなく、見守りサービスやコールセンターサービスにも2種免許不要とする	警察庁	「官民ITS構想-ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところで、	警察庁	従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性を含めて、警察庁で検討を進めているところで、	
愛知県幸田町	7	バス停付近へのオンデマンド交通車両等の駐車許可	オンデマンド交通車両等による、バス停付近を活用したモビリティサービス	既存バス停を活用した、効率的なオンデマンド交通などの実現、拡大	バス、路面電車の停留所の標識板から10メートル以内部分への駐車禁止	道路交通法第44条	オンデマンド交通サービス等での既存バス停利用許可	警察庁	道路交通法第44条第2項第2号の規定により、道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。)又は同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車、乗合自動車等の停留所において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、一定の条件下で、道路交通法第44条第1項に規定する停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外されています。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、「オンデマンド交通サービス等」の該当する道路運送法上の事業等の種類等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
愛知県幸田町	8	キャッシュレス決済を利用しない乗客の乗車を拒絶できる特例	キャッシュレス決済専用のオンデマンド自動運転モビリティサービス	キャッシュレス決済の促進 オンデマンド自動運転車両等における支払いをキャッシュレスに限定することによる、釣り銭用意等のコスト減	一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がある場合を除き、運送の引受を拒絶してはならない	道路運送法第13条運送引受義務	住民同意を前提とする、キャッシュレス決済非利用者の乗車拒否を可能とする特例	国土交通省	無人自動運転移動サービスにおける完全キャッシュレスの取扱いについて、令和3年4月に通達において明確化したところであり、現金利用者への配慮を十分に行った上で、完全キャッシュレスによる自動運転サービスを行うことは可能である(道路運送法13条に基づき運送引受義務との関係についても整理済み)。			

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済・社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	9	オンライン医療・健康相談の規制緩和	オンラインでの医療・健康相談を通じた受診勧奨およびOTCの推奨	病院や薬局まで足を運ばない住民の健康増進・QOLの実現	経済上の利益の提供による誘引の禁止（症状に応じて、特定の医療機関への受診勧奨を実施することはできない）	保険医療機関及び保険医療費担当規則（第2条の4の2）（昭和32年厚生省令第15号）	症状に応じた医療機関を紹介（患者紹介の対価に経済上の利益の提供を得ず）特定の医療機関への誘導を可能にし、早期発見早期治療を可能とする	厚生労働省	保険医療機関以外の者が患者に対し、対価を得ずに特定の医療機関を紹介することは、保険医療機関及び保険医療費担当規則第2条の4の2違反には該当せず。保険医療機関についても、対価を得ずに患者に対して特定の医療機関を紹介することは同条違反に該当しない。			
愛知県幸田町	10	オンライン服薬指導の規制緩和	病院受診後のオンライン服薬指導の実施 施設在宅におけるオンライン服薬指導の実施 対象疾患適用拡大	病院や薬局まで足を運ばない住民の健康増進・QOLの実現	処方医等がオンライン診療を行った際に交付した処方箋にのみ限定 複数の患者が居住する介護施設等へのオンライン服薬指導の禁止 オンライン服薬指導の対象疾患が限定的	改正薬機法（第9条の3第1項及び改正薬機則第15条の13第2項）	通常の診療を行った際に交付した処方箋でもオンライン服薬指導の実施 サービス高齢者住宅へオンライン在宅服薬指導実施 コロナ禍における0410特別措置期間中に利用が拡大されていった疾患への適応拡大	厚生労働省	薬局におけるオンライン服薬指導については、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、オンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定せず実施可能とする予定です。			
愛知県幸田町	11	配電事業者によるマイクログリッドの運営について	・電気事業法で定められている一般送配電事業者および特定送配電事業者に加え、マイクログリッドを運営できる新たな配電事業者について法令で定める必要あり（エネ庁にて継続議論中）	・配電事業について、一般送配電事業者等に依存しない、より独立性の高い系統運転が可能となり、地産地消による、省エネ・省CO2や、災害時の電力早期復旧に繋げることが可能。	・一般・特定送配電事業者が所有する配電系統について、第三者が運営できる制度が無い（電気事業法上に記載がない）。	電気事業法（引継計画の承認等）第27条の12	配電事業ライセンス制の導入と、配電系統の運営に係る運用面および制度設計面での議論が必要である（エネ庁にて継続議論中）。	経済産業省	令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業を位置づけました。（令和4年4月1日施行） （参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめP22以降） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf			
愛知県幸田町	12	一般送配電事業者又はその特定関係事業者による配電事業の兼業規制緩和	・一般送配電事業者又はその特定関係事業者による、配電事業の兼業（小売事業・発電事業）を可能とする	・一般送配電事業者又はその特定関係事業者が営む配電事業において、託送事業・小売事業・発電事業を一体的に運営することで、効率的な運営を実現可能。	・一般送配電事業者は小売電気事業・発電事業を営んではならない。	電気事業法（兼業の制限等）第22条の2	・一般送配電事業者又はその特定関係事業者が営む配電事業において、託送事業・小売事業・発電事業を一体的に運営をすることを可能とする措置。	経済産業省	令和2年6月に電気事業法を改正し、新たに配電事業を位置づけました（令和4年4月1日施行）。配電事業者の兼業規制の適用除外基準として、「配電事業者及び配電事業者のグループ会社たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家軒数の合計が、5万軒を超えないことを原則とする。」などを法令で整備しました。 （参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめP37） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf			
愛知県幸田町	13	災害時の道路占用許可の緩和	地震災害等、被害が面的に発生する場合は、ガス管の復旧工事のための道路占用許可申請を事後申請とする。また、一定の基準を満たした仮設工法や仮復旧材料の使用を認める。	大規模災害時にガス管の入替工事が必要となった場合、早期に復旧（工事着手、ガス供給再開、道路開放等）が可能。	道路法や道路交通法に従う。	道路法第32条、第36条の1、第40条 施行令第15条 等 道路交通法第77条	緩和いただくための具体的事項を予め定める。	警察庁	緊急工事等、緊急を要し、あらかじめ書面により協議又は申請を行ういとまがないような場合にあっては、口頭（電話を含む。）により道路使用許可の申請を行い、事後に申請書を提出することも可能と解されます。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁	大規模災害が発生した際、被害を受けた占用物件の復旧にかかる取扱いの通知を発出することで届出の簡略化を可能とされており、今後も同様の対応をされる予定とされているが、防災型スーパーシティでは「事前復興」をキーワードとしており、いつ発生するかわからない災害に対し可能な限りの事前準備を行うことで、被災時の被害の最小限化と復旧の最速化を目指すものである。被災時の届出簡略化の基準を明確にし、被災後すぐに、簡略化された届出のもと復旧活動を開始できる仕組みの構築を提案する。	
								国土交通省	（災害時の道路占用許可の緩和） 東日本大震災や令和2年7月豪雨の際には、被害を受けた占用物件の復旧にかかる取扱いの通知を発出し、届出の簡略化を可能としているところ。今後、大きな災害が発生した際にも同様の対応とする予定のため対応可能。	国土交通省	大規模災害が発生した際、被害を受けた占用物件の復旧にかかる取扱いの通知を発出することで届出の簡略化を可能とされており、今後も同様の対応をされる予定とされているが、防災型スーパーシティでは「事前復興」をキーワードとしており、いつ発生するかわからない災害に対し可能な限りの事前準備を行うことで、被災時の被害の最小限化と復旧の最速化を目指すものである。被災時の届出簡略化の基準を明確にし、被災後すぐに、簡略化された届出のもと復旧活動を開始できる仕組みの構築を提案する。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
愛知県幸田町	14	点検時・災害時のドローンの使用（手続きの簡素化等）	要員が現地調査している道路上のバトロール（ガス管近傍の未照会工事の発見）や、地震時の建物・ガス設備の被害状況確認をドローンにて遠隔で実施。	・広範囲を短時間かつ継続的に確認することが可能となり、未照会工事によるトラブル（ガス管損傷等）を防止。ガスの供給継続性を高める。 ・大規模地震時の建物・ガス設備の被害状況を早期に把握し、効率的かつ迅速な復旧作業が可能。	・ドローンを使用するには事前に許可が必要。 ・民地上空の場合には所有者の許可が必要。	航空法第132条、第132条の2 道路交通法第77条 民法第207条 等	ガス事業の用に供する場合のドローンの使用許可手続きの簡素化や災害時には手続きを不要とする。	内閣官房 警察庁 国土交通省 法務省 経済産業省	<p>【ガス事業法について】 本提案は、ガスの供給継続性を高めることや、大規模地震時の建物やガス設備の被害状況を早期に把握し、効率的かつ迅速な復旧作業を可能とすることを目的としたものと理解しますが、ガス事業法上、当該地域及び目的でドローンを飛行させる際に手続きを定める規定はありません。</p> <p>【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を定めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。 また、一定の空域かつ一定の飛行方法で技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合には、許可・承認の手続きを原則不要にするなど、規制を合理化し、利用者利便の向上を図ることとしています。</p> <p>現在においても、オンライン申請の活用や必要書類において一部簡略化できるようなりており手続きの簡素化を行っております。また、航空法の第132条の3に基づいて災害時は、自治体等の要請においてドローンを飛行させることは可能です。 https://www.mlit.go.jp/common/001364116.pdf</p> <p>【民法について】 民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」（第207条）と規定されているが、その所有権が及ぶ土地上の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解されます。その上で、ガス事業の用に供する場合のドローンの活用等について、更なる措置を要するがについては、慎重に検討する必要があります。 詳細については、下記資料を参照下さい。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai16/betten4.pdf</p> <p>【道路交通法について】 道路の上空においてドローンを単に飛行させるという行為については、当該行為のみをもって、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害とならないとはいえないことから、原則として、道路使用許可を要しません。 他方、道路において、ドローンの離発着、操縦及びこれらに付随する作業を行うおとしたり、ドローンの飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起するための補助者の配置、ドローンの飛行を周知するための立看板等の工作物の設置等を行うおとしたりする場合であって、当該行為が、道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれのあるときは、ドローンを利用して、道路に入が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような掘削等を行うおとしたりする場合については、道路使用許可が必要となる場合があります。 なお、緊急工事等、緊急を要し、あらかじめ書面により協議又は申請を行うことがないような場合にあっては、口頭（電話を含む。）により道路使用許可の申請を行い、事後に申請書を提出することも可能と解されます。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、ドローンの飛行形態、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。</p>	<p>「緊急工事等、緊急を要し、あらかじめ書面により協議又は申請を行うことがないような場合にあっては、口頭により道路使用許可の申請を行い、事後に申請書を提出することも可能と解される。とされているものの口頭での情報伝達に不確実性や事後検証に懸念がないと云えない。事前に町内救護点を定めて緊急時（別に定義）当該地点からの離発着については許可する内容のルールを防災スーパーシティ特区でお認め頂きたい。また、機体認証、操縦ライセンス等の新たな制度導入をはじめ、随時行われている手続きの簡素化について都度確認し、オンライン許可申請サービス「DIPS」を活用のうえ、効率的に飛行許可承認手続きを行っていく。</p>	警察庁	緊急を要する事態が発生する前に、あらかじめ、所轄警察署長に対し、緊急時における道路使用許可に係る相談をすることも可能であるところ、こうした事前相談により、現に緊急事態が発生した場合における口頭での申請に係る情報伝達の不確実性等を低減させることや、道路使用許可を要しないドローンの離発着場所、運用方法等について検討することは可能であると考えます。